

鶴田町商店等支援臨時給付金のお知らせ

1 趣 旨

鶴田町では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特に大きな影響を受けている商店等の事業者の方に対し経済的な支援を直接行い、事業の持続、継続につなげることを目的に給付金を支給いたします。

2 給付金対象者

- (1) 鶴田町内に店舗を有する事業者であること。
- (2) 主たる事業(令和元年の売上げが最も多い)が表1に記載する業者であること。
- (3) 当該事業において、令和元年及び令和2年中に売上げ実績のある事業者であること。
- (4) 給付金受領後も事業活動を続ける意欲があること。
- (5) 該当する事業の年間売上げが、令和元年と令和2年を比較して**30%以上減少**していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員ではないこと。
- (7) 法令及び公序良俗に反していないこと。
- (8) 町税滞納の無いこと。

表1

業種	内訳
道路旅客運送業	ハイヤー業(タクシー業等)・貸切バス業
宿泊業	旅館・ホテル・民泊
飲食店	食堂・レストラン・専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場・ビアホール・バー・キャバレー・ナイトクラブ、喫茶店、その他の飲食店
宅配飲食サービス業	仕出し料理店、弁当屋
その他の生活関連サービス業	葬祭業、運転代行業
洗濯・理容・美容・浴場業	クリーニング店、理容店、美容店、浴場業
食品小売業	各種食料品店、果物屋、肉屋、魚屋、酒屋、菓子小売業など (但し、スーパー・マーケット、コンビニエンスストアは除く。)
その他の小売業	花屋、電器店、衣料品店

※但し、スーパー、コンビニ、移動可能な販売店、ネット販売のみの事業者は対象外となります。

3 給付額

令和元年の売上げ	給付金額	
	法人事業主	個人事業主
1千万円以上	40万円	30万円
5百万円以上 1千万円未満	30万円	20万円
5百万円未満	20万円	10万円

※但し、1事業主につき1件までの給付とします。

裏面もご確認ください。



4

給付金の申請方法

- (1) 令和元年分及び令和2年分の確定申告の写し(事業・営業分)
※いずれの年についても当該事業分の売上げがわかる内訳書等
 - (2) 営業許可証等の写し
 - (3) **令和2年度の納税証明書**(役場税務会計課で取得してください。)※1
 - (4) 鶴田町商店等支援臨時給付金申請書兼請求書(第1号様式)※2
 - (5) 振り込み口座の通帳(口座番号・名義力タカナ)の写し※3
 - (6) 前各号のほか、町長が必要と認める書類
- (1)～(6)を持参の上、窓口又は郵送にて申請してください。

※1 納税証明書の申請には免許証・保険証等の身分証明書が必要となります。

※2 申請書は役場企画観光課窓口・鶴田町商工会へ備え付けのほか、役場ホームページからもダウンロード印刷にて取得できます。

※3 通帳は、表紙と見開き1ページ目両方の写しをご持参ください。

申請書に不備があった場合、その場で修正するため、申請の際は印鑑をご持参ください。

5

申請期間

申請期間:令和3年3月17日(水)～5月31日(月)

受付場所:役場 2階 企画観光課

○集中受付窓口を開設します。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、申請期間中の窓口に人が集中し、混雑する事態を避けるため、国際交流会館ロビーに集中受付の窓口を開設いたします。

(役場正面玄関入って右手にあります。)

できるだけ集中受付日に申請いただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

集中受付日:令和3年3月27日(土) 9:00～16:00

受付場所:国際交流会館ロビー



△ 注意

集中受付日は土曜日のため、申請に必要な納税証明書を発行することができません。
あらかじめ、平日にご来庁の上、税務会計課にて取得いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

お問い合わせ先

**鶴田町役場 企画観光課 観光班
電話 0173-22-2111(内線264・265)**